


所管部課	市民部保険年金課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市国民健康保険人間ドック等受診料助成規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>人間ドック又は脳ドック（以下「人間ドック等」という。）の受診結果を受領し、疾病の早期発見や予防に寄与する保健事業に活用するよう、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 人間ドック等受診料の助成申請時に、受診結果の写しの添付を求める（第7条関係）。</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 ア 改正後の第7条及び第1号様式の規定は、令和3年4月1日以後に申請を受けるものから適用し、同日前までに申請を受けたものについては、なお従前の例による。 イ 被保険者の健康の保持増進を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み ・令和2年11月4日（水曜日）個人情報保護審議会において報告済み 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。